

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成29年2月21日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成29年2月21日(火) 午前9時58分～午前11時44分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部会長 岡本公秀
部会員 西川憲行 高島真 新 秀隆
会長 中村嘉孝
副会長 森 美和子
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
村主健太郎 新山さおり
- 6 案 件
1. 第44回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2017への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 公聴会制度及び参考人制度について
 請願者の説明機会について
(2) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
(3) 長期欠席者への対応について
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前9時58分 開 会

○部会長（服部孝規君） それでは、第45回の検討部会を開会します。

それでは、事項書に従って進めさせていただきます。

まず1. 第44回検討部会の確認事項について、渡邊室長をお願いします。

○議事調査室長（渡邊靖文君） おはようございます。

それでは、第44回の確認事項でございますが、まず1番目、公聴会制度及び参考人制度についてと、請願者の説明機会についてでございます。

この検討課題につきましては、まずは請願者の説明機会を設けることで議論を進めたわけでございますが、そのためには参考人制度を活用するしか方法はないということから、参考人制度と並行して進めてきております。これまでに参考人招致の要綱、申し合わせ、それから請願者の説明機会を設けるための内規、申し合わせ、これらを案として資料として提出をさせていただいております。前回は参考人制度の関係で、地方自治法や会議規則、委員会条例と今回の要綱、内規、申し合わせ、これらの制度の体系の資料を出しまして、その辺、どういったかかわりがあるかというところを説明させていただきました。

前回、運用面において請願者から説明機会の申し出があった場合に、付託先の委員会がどのタイミングで委員会を開催して、その場を設けるか設けないかの決定をしていただくのかとか、当日の委員会の進行において、どの場面でその請願者から説明を受けるのか。亀山市議会の委員会ですと、通常、議案審査が終わってから最後に請願の審査という形になっていますので、なかなかその請願の審査に入る時間が読みくいというところもございますので、相手方に来ていただくタイミングをどうするかと。この辺、一度、やっております県内の他市の状況を調査しようということになりましたので、この後の議題のところでも各市の状況をご説明させていただきます。

続きまして、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてでございますが、これにつきましては、正・副議長の任期、また委員の任期を2年にしてはどうかという議論でございます。

これまでに全国市議会議長会の資料では、全国の状況でいきますと、亀山市の人口規模の類似のところを見ますと、圧倒的にそれぞれ2年が多いと。県内13市の状況も前回資料を提出させていただきましたが、県内は圧倒的に1年が多いということでございます。現在の状況ですと、鳥羽が議長と委員の任期が2年で副議長が1年だったのを、もうことしから副議長も2年にして、全て2年になると。それで、いなべ市は29年の改選から2年とすると。桑名市は、昨年12月から2年の検討に入ったというふうな状況でございます。

委員の任期を議論することになりますと、必然的に常任委員会の数をどうするかというふうなところにも影響が及んでいきますので、まずはこの部会では正・副議長の任期と委員の任期を分けて議論しようということになりまして、まずは正・副議長の任期から議論していただくことを確認いただきました。それで、各会派の意見を一度確認していただいて、きょうこの後の議題のところでお聞かせいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、長期欠席者への対応についてでございますが、これまでこの検討部会では、株式会社ぎょうせいが調査をいたしました報告書の説明も受けておりますが、改めて大分時間がたっておりますので、そのときの資料を前回配付させていただきました。この長期欠席者への対応をやるのであれば、この亀山市議会議員の選挙が30年でございますので、30年の改選までに条例を改正する必要

があるんじゃないかということで、前回の宿題では各市の条例の調査ということで、実際に条例改正を行っておりますところの減額の率とか額、それから減額の根拠、こういったところを一度聞き取り調査をして資料を出してほしいということでございました。また、職員の例もあわせて調査するというので、この後の議題のところでは資料のほうのご説明をさせていただきます。

4番目が議会報告会の開催についてでございますが、これにつきましては、この検討部会におきまして、これから1年間は議会報告会は実施はせずに、所管事務調査を継続して行っていくこととなりましたが、この部会での検討・研究のほうは継続して行っていくということをご確認いただいております。

最後のアプリケーションソフトの追加申請につきましては、森副議長のほうからタックインデックス印刷アプリの申請がございましたので、部会のほうで承認させていただきました。

以上でございます。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

確認事項についてはよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） では、2つ目の議会改革白書2017への掲載内容の確認について、事務局よりお願いいたします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今回は1件ございまして、昨日の議会運営委員会で最終確認された件で、代表質問の件でございます。

この3月定例会で初めて代表質問を行います。その中で、質問対象といたしましては、施政及び予算編成方針、それから4年に一度の市長の改選時には所信表明、これはもうマニフェストが中心になるということをご確認いただきました。そして、施政及び予算編成方針、これは1年間の市政の方針の説明を受けるわけですが、場合によっては予算に関連すること、議案に関連することも当然含まれてくるということで、本来、議案ですと議案質疑の場があるわけなんです。代表質問においては、こういった議案に踏み込む場合も可とするというふうなことでご確認いただきました。質問者は会派の代表1名でやっていただきます。時間は40分を基本とし、会派の人数掛ける5分を加算するというので、2人会派は50分、3人会派は55分、4人会派は60分、5人会派は65分でございます。

日程といたしましては、従来ですと議案質疑を行ってから一般質問ということでございますが、やはり代表質問は施政方針に対してやるということですので、一番初めにやるべきというふうなことで、代表質問を先にやって、引き続き議案質疑、一般質問の順ということを決めていただきました。

それから代表質問と、後日に行う一般質問の両方を行うことは不可ということでございます。ですので、代表質問を実施される議員の方が個別の一般質問もやりたいという場合は、代表質問の中に含めることも可ということを確認いただきました。それで、質問方式は一問一答ということで、従来どおりでございます。

これにつきましては、あくまで試行ということでやってみて、改善点が出てまいりましたら、来年に向けて改めていきたいというふうなことでご確認いただいております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 一つ、意見に出ておった試行という言い方は、やめる場合もあるという、

試しにやってみて、あかんだらやめるという場合も試行という言葉の中には含まれるもので、試行という言い方よりは、とりあえずこれでやると。ただし、検証して、また見直しはするという言い方にしたほうが良いという意見を、ある議員さんからいただきました。試行というのは取りやめもあるのやと。そうやけど、これは取りやめをせんのかということ、試行という言葉はまずいやろうということ、です。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長(服部孝規君) それでは、議題に入っていきたいと思います。

まず1つ目は、前回は検討しました。できれば6月議会が一番最短な時期になるので、そこで使えればという思いを持っております。公聴会制度及び参考人制度、そのうちの参考人制度を活用した形で請願者の説明機会を持つということでもあります。これについて資料の説明を求めます。

村主さん。

○議会事務局員(村主健太郎君) それでは、資料2の1をごらんください。

前回の会議で、先ほど室長から申し上げましたとおり、請願を受理してから付託、それからその請願について、請願者の趣旨説明の意向があった場合に、委員会として可否を決定する委員会の開催のタイミング、それから実際に委員会で請願の趣旨説明をしていただく段階、進行順序について、他市の状況も踏まえて検討するよう指示がありましたことから、県内で通例的に請願者の趣旨説明の制度を運用している5市に確認をし、本市議会における運用を案としてお示ししたのが資料2でございます。

資料をごらんいただきますと、四日市市議会からちょっと見ていきますと、請願の受け付け自体が定例月議会の2日目の午後4時までとしております。それで、付託が一般質問の最終日に請願文書表を議場で配付し、委員会付託としております。

それ以降で、一般質問の期間内、4日間ぐらいあるんですけども、その中で請願付託の委員会を開催しまして、請願者の趣旨説明の可否を決定し、決定後、請願者に通知するという流れでございます。

四日市市議会の請願審査ないし説明、請願者の趣旨説明のタイミングは、特段の支障がない限り、請願者の意向により委員会の最初や午後1時などの時間に請願審査を設定して、審査の冒頭で説明を受けるとのことでした。

次に、伊賀市議会でございますが、招集告示日の議会運営委員会までを請願の受け付けとしております。付託に関しましては、議案質疑終了後、請願文書表を配付ということで、本市議会と同じ形態でございます。こちらを受けての付託後の可否決定については、基本的に申し出があれば、原則的には、もう委員会付託以降で申し出者に趣旨説明を認めて、委員会への出席を認めるという通知をしておること、です。委員会の会議の冒頭で、請願者の説明を本日は受けるということ、を委員に確認して請願説明を行っていただくということのようです。

請願審査説明のタイミングとしては、委員会の最初に請願の審査を行うため、いつもこれは請願の審査を必ず最初にやっているそうです。その審査の冒頭で説明を受けるとのこと、でした。

次に、伊勢市議会でございますが、こちら請願受付は招集告示日の議運の前日正午までということで、付託につきましては、開会日に本会議終了後、議案・請願付託割振表というのを配付して付託を

しておるということです。委員会での趣旨説明の可否決定は、こちらも基本的には請願者からの申し出があれば、原則的に、付託以降で申し出者に決定通知をして来ていただくようにするという事です。

請願審査ないしは説明のタイミングですが、こちらは請願者の趣旨説明がある場合は、進行順序を変更して委員会の最初で請願審査を行うようにして、審査の冒頭で請願説明を受けるということでした。

次に、松阪市議会。

招集告示日の議会運営委員会までを請願受付としております。

付託のタイミングにつきましては、議案質疑終了後、請願文書表を配付、こちらは当市議会と同様でございます。

その後の委員会での可否決定は、こちらもまた委員長は趣旨説明の申し出を認めることと原則的にしておりまして、付託以降で申し出者に決定を通知すると。こちらも委員会の会議の冒頭で請願者の説明を受けることを委員に確認して、もう請願の趣旨説明に入っていくということでした。

請願審査説明のタイミングとしては、こちらも委員会の最初に請願の審査を行うため、通例的に審査の冒頭で説明を受けるということです。

最後に、鳥羽市議会でございますが、こちらは開会3日前の議会運営委員会までを請願の受付期間としておりまして、質問最終日に委員会付託を行う。鳥羽市議会では、もう参考人招致という考え方の中で請願者を参考人として呼ぶことが事務として定着しておって、必要な場合は、かなり早い段階から相手方に打診等をして日程調整をしているとのことでした。実際には、松阪や伊賀市のように、その請願の趣旨説明を受ける会議の冒頭で請願者の説明を受けますよということを委員に確認の上、説明に入るとのことでした。これらについては、請願審査、説明のタイミングは、趣旨説明がある場合は進行順序を変更して委員会の最初で請願審査を行うこととして、審査の最初に説明を受けるとのことでした。

以上が5市の状況でございますが、これらのことから、請願文書表の配付などによって請願を本会議で委員会に付託した後に委員会を開催して、その趣旨説明の可否決定をする、ないしは出席者への通知を発出するということが共通しておりまして、付託後に委員会を開催するのが原則ではないかと思われました。

そこで、下の亀山市議会における運用を案としてちょっと考えました場合に、こちらのほうは請願の受け付けを、現在、申し合わせによって定例会の議案質疑までに受理したものを当該定例会で審査するとなっておりますが、議案質疑までということであると、議案質疑の当日の会議直前までなのかという疑義もありますので、その申し合わせの記載の変更も含めまして、議案質疑の前日までとしてはどうかと思います。

次に、委員会の付託につきましては、議案質疑終了後、これは現在も同様ですが、請願文書表の議場配付をもって所管の委員会に請願を付託しておるということです。その後、非常に短期間になるかとは思いますが、趣旨説明意向がある請願の付託先の委員会は、例えば議案質疑終了後、付託後の時間等で、もう速やかに委員会を開催いただきまして、請願の趣旨説明があるということについて委員会として可否決定を行うという運用でどうかと思います。それで、今、ちょっと可否決定及び通知の枠に入っていますが、(2)として、その委員会での趣旨説明の可否を決定しましたら、委員長は請

願者の出席要請を議長に対してしていただきまして、議長名で相手方に出席の要請を通知するという流れになります。ですので、議案質疑終了後、常任委員会まで最短で2日間程度の期間しかございませんので、請願を受理した段階で事務局でも、大体その請願の付託先と予想される委員会の日時や趣旨説明をされるおおよその時間帯などをお伝えして、相手方にはお心づもりをしておいていただく必要があるかと思われまます。

亀山市議会での請願者の趣旨説明の場面でございますが、一番下のタイミングですが、他市議会ではやはり請願審査を最初に行うなど、説明する請願者に配慮した運用でございましたので、それを参考にして、趣旨説明がある場合は委員会の冒頭に請願審査を行うことにしてはどうかと考えます。ただし、本市議会は予算決算委員会の分科会を同日開催しておりまして、分科会の終了時刻が予想できないという点はございますが、委員会の冒頭とすることで、少しでも来庁していただく時間のめどがつくのではないかとこのように考えます。

請願の趣旨説明に係る流れの他市状況と本市議会での運用案は以上です。

補足でございますが、少しちょっとこれから離れる部分もあるんですが、前回の会議で西川委員のほうから、申し合わせ等をちょっとお示ししました中で、参考人に対する質疑とはどんなふうにするのかと。例えば本会議ですと、18人の議員全員が行うのかなどのご質問がありました。これに対して、私が、まだ具体的には検討しておりませんが、参考人に対し、全議員が質問できることになると思われますと答弁させていただいたところです。実際に、県内では津市議会さんが、学校給食協会の不正経理等にかかわって25年3月に本会議で参考人招致を行った事例がありまして、その際には、議場の執行部席に参考人の方が座っていただいて、参考人から資料に基づく説明を受けた後、20分資料精読時間を設けて、議員が1人答弁込みで20分の時間設定でもって、挙手をした議員から質問していくという形をとったようです。ですので、通告などの形はとっていないですが、全議員に質問権を持たせたということです。

西川委員からは同様に、どのように質問を行うのか、参考人制度をやる場合には議運でも、実際にはこの事項というのは本会議に係ることで、議運で検討することなどもはっきり決めておいたほうがいいのではないかとこのご意見もいただきました。そもそも、今回ご説明させていただいている請願者の趣旨説明は、参考人招致の一運用形態ではありますが、本当に本会議とかで重大事案とか議案の審査のために利害関係人や学識経験者をお呼びする、本来のというのか参考人たる参考人制度は、今回、このご紹介している請願者の趣旨説明とは対応が随分異なるものと思われまますので、やはりその時々的事案が発生した時点で議会としてどのように取り扱うかを検討する必要があると思われまして、そこで議会運営委員会において、やはり決定される事項があると思います。

前回にお配りした参考人招致の申し合わせの中で、本会議とか委員会で参考人招致をすることを決定した場合は、本会議であれば議会運営委員会を開催する。また、委員会であれば委員会での協議によって、その参考人をお呼びする日時とか質疑の方法、その他必要な事項を決定するということが申し合わせに定めてございましたので、ちょっと詳細はそこで決定していくことになろうかと考えます。補足しました。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

もとは参考人の制度を活用するということです。参考人ということについては、溶融炉なんか非常に専門的な分野の技術で、議員が判断をするのは非常に難しいというような問題については、前々か

ら僕も、専門家を入れて意見を聞きながら判断をしていくということをしていかないと、一般の我々が持つておるような知識の中で判断するのは非常に難しいという問題というのはやっぱり市政の中で出てくるので、そういうときにはやっぱり参考人を活用して、専門家に来ていただいて、話を聞いた上で我々が判断するという、そういう必要性はあるのかなというふうに思います。

今回は、そういう参考人のことが中心ではなくして、この制度を活用した形で、いわゆる請願者の説明機会を持ってはどうかという案です。今、事務局から説明していただいたように、亀山市の案について、皆さんそれぞれ意見をいただければ。それで、上の5市のものも参考にしながら、今出された亀山市の案というものについてのご意見をいただければと思います。

○部会長（服部孝規君） 村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） 部会長、その前に一点だけ訂正をさせてください。申しわけございません。

資料の先ほど2の1でご説明させていただいた最初の四日市市議会の付託の部分なんですけど、一般質問最終日に文書表を配付して付託といいつつも、可否決定が一般質問の期間内ということで、これは実は四日市市議会だけが議会運営委員会を、この一般質問より前の段階で、当然、出てきた請願について議運を開いたときに、付託先を含めた一覧表を議運終了後に全議員に配付するそうです。それを前提にして、四日市市議会の事務局さんにもお伺いすると、少しちょっと変わっていますよねというご認識はあったんですけども、実際に一般質問の最終日で文書表を配付して、付託とは考えておるけれども、ちょっと2段階えになっておるといふか、時間調整の部分を含めて実務的にはそういう運用をしておるといふことで、ちょっと今回、その議運段階の部分ここから一掃しましたので、済みません、こんなような形になってしまいました。

○部会長（服部孝規君） 四日市は前回議論があったように、付託前にもうしてしまうという、そういう扱いをしておるんだね。

じゃあ、その亀山市の案についてのところでご意見をいただければ。

もう一つ、室長に確認せないかんと考えたのは、分科会と委員会というのは入れかえはできやんの。例えば、先に委員会をしてから後で分科会をやるという、そういうことはできやんのか。

どっちが先ということはないんやろう。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） どこにもそれを明記したものはないと思います。

○部会長（服部孝規君） ないんやな。であれば、もし入れかえられるんやったら、その委員会を先に持ってきて、その委員会の冒頭で請願をやれば、10時の時点で、ぼんともう請願のあれができるという。だからそれは、例えばそういう請願者の説明機会がある場合に限ってそういうやり方をするとかということだって可能だと思うんですわな。そういう応用がきくならね。

ちょっと休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時33分 再開

○部会長（服部孝規君） 会議を再開します。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 請願者を午後とかにしたほうがええかもわからんですよ。午後1時とか

2時とか。

○部会長（服部孝規君） 午後以降ね。普通、そうやね、分科会があればな。

この案の中で、確認とか訂正、直したほうがいいとかいうことがあれば、亀山市がやるとしたら。だから、まず請願の受け付けをして、その時点である程度、事務局のほうで請願者に、請願の趣旨説明の機会がありますけどどうしますかというような確認をしてもらって、したいということであれば、おおよその委員会は大体わかるもので、どこの委員会か。その委員会は何月何日ですということ、その日はあけておいてくださいよというようなことをあらかじめ受け付けたときに話をしてもらうということやな。それで、付託をされて、議案質疑が終わって、その後付託がされた後に、もうこれは短時間で済むんで、要するに請願の中身をどうこうというのやなくして、請願の説明を聞くか聞かないかだけのことやもんで、聞くということだったら別にもうそれで問題ないし、聞かないということでもあれば、それも結論が出るわけで、どちらかの結論を出せばええだけやから、時間もそんなにとらんと思うんでね。

これでよろしいか、流れとしては。

岡本委員。

○副部会長（岡本公秀君） 請願の説明を、請願を出した人から聞くわけや。それは聞きっ放しという話、それともやりとりするんですかね、委員と請願者との間でやりとりというか、それはどうなんですか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 請願者に対しての質問はできますけれども、請願者から議員に対しての質問はないということになります。それは申し合わせ等にございますので。

○部会長（服部孝規君） それは要るんやと思うわ。今の説明の中で、ちょっとこの意味がわかりにくいんですが、もうちょっと詳しく説明していただけませんとかいうことは言わんならんもんな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） あと、請願審査のタイミングについては、その委員会の中で時間を決定するなり、委員会の判断で、議案の順序を入れかえるなりしてというふうなことはできませんかね。

○部会長（服部孝規君） それは何も、委員会の冒頭と決めておいたらいいのと違うの。そうせんと、そんな条例や何とかの後ということになると、何時ってできへんもんな。

○部会員（西川憲行君） だから、逆に時間を決めておいて、2時なら2時に決めておいて……。

○部会長（服部孝規君） 途中で切るの。

○部会員（西川憲行君） 途中で議案変更というのはできないですか。

○部会長（服部孝規君） それはできやんと思うな。

○部会員（西川憲行君） そうしたら冒頭ということで。

○部会長（服部孝規君） 少なくとも討論、採決まで議案は行って一つの区切りやでき。そうやで、何時と途中で切れへんわな。

○部会員（西川憲行君） 今は、一本ごとの議案ごとに討論、採決までやっておるもんで、今言われたように、討論、採決が終わったら次の議案になりますやんか。そうやで、その間に差し込むことができやんかなあということです。それは討論と採決の間に差し込めというわけではありませんので。

○部会長（服部孝規君） それはさ、あらかじめ確定した時刻を言うというのは無理ですやろ。その

一つの議案がどれだけの時間かかるか、終了が何時かというのは、これは決められへんと思うのや。

○部会員（西川憲行君） だもんで若干のずれは生じるとは思うんですけど、だから1日、2時や3時に終わるということは多分ないと思うんですね、その分科会があつてとなると、それを見ながら委員長が、2時ぐらいにはこの辺で入れるんじゃないのかとかいうのはできやんかな、委員会判断でそういうのはできやんかなあというだけなんですけど。

○部会長（服部孝規君） ちょっと生き物やに、委員会は。無理やと思う。わかるやろう、委員長しておつて。こんなんでこんなに時間かかるのというのがあるもん。

ほかにありますか。なければこの線でいきますか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 今度は議運ですか、流れとしては。議運でもんでもらうという。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） そうですね、議運で説明させていただいて、確認して、推進会議で決定するという。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） これをするときには理事者はいないんですか。請願者の説明のときに。その委員会冒頭で請願者がされる、細かなことで申しわけないですけど、理事者がいるかないかとか、あと請願者の方がどこでされるかですよ。

○部会長（服部孝規君） おるおる。あえてそんな理事者は外さへんで。逆に、市の問題なんかで請願が出てきた場合はおつてもろうたほうがいいんやし。

場所はどこかつくらないかんね、それはね。それはできると思う。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） ということは、理事者側にも発言を求めることもあるということではないですか。

○部会長（服部孝規君） いや、請願の場合はない。

○部会員（新 秀隆君） それじゃあ、おつてもらうというのは、ただ聞くという。

○部会長（服部孝規君） 別に、出たところでモニターで見られるしな、見ようと思えば。もうオープンなんやで。だから、それは余り意味がない。退席願いますとする必要も。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） その辺もまた、場所とかそういうのも検討しておいてください。

○部会長（服部孝規君） そうやね、詰めやなあかんね。

それじゃあ、きょう議論いただいて、この亀山市の案というのを一応検討部会のたたき台の案とさせてもらって、決めるところはどこかといったら議会運営委員会になるんで、議会運営委員会で決定後、最終的に全員の推進会議の中で決まればこれが動き出すと。だから、最短で6月議会ということになるかもわからんね。

じゃあ、次移ります。

次は、機能が十分に発揮できる議会ということで、いわゆる正副の任期の問題、これは検討カルテだけやね、これね。別に説明はないね。

それで前回、とりあえず委員の任期ということと、それから正・副議長の任期は、ちょっともう切り

離してやろうということで、正副の議長の任期2年というのはどうなんやということで、各会派の意見を聞いてくださいということやったんですけれども、その報告をちょっと、順次。

公明党さん。

○部会員（新 秀隆君） 公明は2年ということで。

○部会長（服部孝規君） 公明さん2年。

勇政さん。

○部会員（西川憲行君） 勇政のほうは、今の決め方は再任を妨げないとなっているので、1年と決めておいて2年でもいいんじゃないかと。議長を2年するのは非常にえらいというか、体力的にも負荷がかかるので、そこで本当に2年できるかどうかというのは、ちょっとまだはつきりわかりづらい。だから、やりたいと言うたら変ですけど、やるというのであれば2年でもいいんじゃないかという。2年と決めずに再任を妨げないというふうに使えばいいんじゃないか。

○部会長（服部孝規君） なるほど。

新和会さん。

○副部会長（岡本公秀君） 新和会も、いきなり頭から2年間、議長さんというのはなかなかハードワークなんですよね。そうやで、それに耐えられやなあかんで、肉体的にもね。そうやで、さっきの勇政さんの西川委員の言うたのと同じようなもんで、とりあえず今の1年、基本は1年間で、そして、議長は2回も3回も続けてやる人はおられますわね。そうやで、そういうふうなことも可能なんやから、その場の状況で、もう1年やると言うんやったらやってもええかと思うんですけどね。

○部会長（服部孝規君） 緑風会さん。

○部会員（高島 真君） 済みません、聞くの忘れて申しわけない。

○部会長（服部孝規君） うちも2年でという。

そうすると、例えば正副を選んで、議長はもう1年やってもいい、副議長はおりたいという場合は、そこで副議長だけを選ぶという形になる。そうすると、セットにはできへんのやわな、これな。だから、議長は議長で2年やるというんやったら2年やってもら。1年でおりるといならおりてもらということやろう。そうすると、正副がばらついてくるわね。そこはどうやろうな。

岡本委員。

○副部会長（岡本公秀君） 亀山市議会では過去に見ても、議長を2回、3回とやられる方はおられましたわね。だけど、副議長を2回やったとかは余り聞いたことないですよ。監査を2回やったとか。だけど、この前、僕が副議長をやったときに、あれはいなべ市やったか、どこやったかね、見たら、副議長は2年目やという人がおったでしょう。さきの再任を妨げないということで、私、副議長2年目ですわと言うて、ああそういう話をしたことがあるんやけど。だから、基本的に1年というのはなっておっても、そういうふうな再任をやる副議長もおるんやねえと思って、僕はこの前知ったということがありました。

○部会長（服部孝規君） なるほど。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） あと、いろいろ聞いておると、我々は議長の経験者ではないので、この案件については、うちは2年任期をどうやという議論をして、2年でも、別に新和会さんうちもだめというわけではないので、もう代表者会議とかに、もうこの状態で上げてもらったほうが僕はいいん

じゃないかなと思う。

○部会長（服部孝規君） 代表者会議になるの。

○部会員（西川憲行君） 代表者会議じゃない、議運ですね。

議運へ上げるんですか。いや、でもこれは代表者でしょう、やっぱり。

○部会長（服部孝規君） いや、やるのやったら、もう推進会議やろうなあ。全員の場合は、これは。

○部会員（西川憲行君） でも、そこで意見をやっぱり聞かないと、同じ議長経験者の方でも意見が分かれるのかなあという気がするんで、我々のところで結論をどこまで出すかというのは、ちょっと難しいんじゃないかなという気はしました。

○部会長（服部孝規君） この問題の出発点がさ、今本当に18人の議員がおって、ずうっと見渡してもらおうと、正・副議長の経験のないのが古い順番にいくと私で、それから彦太郎君で、それからもうずうっといったら福沢さんまで、森さんはもうその経験者なわけやな。だから、あと残りは最前列のそういう人たちプラス伊藤議員と私という形になる。本当にそういうふうなことが起こってきておるもので、これは、やっぱり毎年毎年、そりゃあ議長、副議長をつくっておる議会やったら、そりゃあそうなるわなと思うんですわな。だから、この問題はそれだけにとどまらず、結局、委員長、副委員長を決めるときに、もう議長経験者は外すみたいなさ、もう暗黙のあれがあったりするやんか。そうやで、そんなところも非常にやりづらいということも出てくるものでな、そのところがどうなんかなと思うわな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） あえてうちは2年に反対ではない。

○部会長（服部孝規君） もう一遍、2年に反対ではないけどその人によっては、たとえ2年と申し合わせしてもさ、私もう、ちょっと1年で、もうとてやないけどもちませんと言われたら、これはもう辞職さ。要するに、どっちにしたって2年と決めたって辞職なんやもん。任期4年なんやで。一旦議長になった限りは任期は4年あるのやでさな。そういう意味では、2年でやめようが1年でやめようが、どっちにしてもやめるときには辞職届を出すわけやわな。だから、そういう意味で言うたら2年と決めておいて、西川君やら岡本さんが言うように、1年しかもうようやりませんと、もう体が今ちょっとえらいんですというようなことになれば、それは辞職を認めるしかないのと違うかなと思うんやけどな。

ちょっと参考に、会長、副会長さんにお聞きしたいんですが、どうですか、実際やってもらってて。

中村会長。

○会長（中村嘉孝君） 今の最後の服部君の言われるとおりで、それは体力がもたんようになったらかえって責任もありますんでね。そうやで、そういう意味をわかっておいた前提でなら、もう2年としても何ら問題ないと思いますね。辞職が優先するということやったらね。

○部会長（服部孝規君） どうですか。

森部会長。

○副会長（森 美和子君） かなりのハードな任務というか公務だなあというのは、議長は特に思いますけど、でもそれを覚悟で議会をしっかりと運営、トップとしてやっていただくという人にやっぱり担っていただかなあかんということも含めると、やっぱり2年お願いをして、体調とかそういうこ

とはもう考慮はできますので、周りからやめろと言われたら、それもありかもしれませんが、わかりませんが。

○部会長（服部孝規君） そうしたら、これは別にきょう結論を出さなあかん問題じゃないので、スタートするとしたら、もう来期、改選後ということになるんで、もう少し、それじゃあ、まだ議論していない会派もあるんで、きょうの議論を受けて、もう一度、また会派で意見を交わしてもらうて、再度また議論をするということで、きょうはおさめたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 緑風さん、必ず次回までにはよろしくお願いします。

10分間休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

○部会長（服部孝規君） それでは、会議を再開します。

最後の長期欠席者への対応について、事務局に説明を求めます。

新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、資料の4のほうは参考におつけしておりますカルテですので、またごらんください。

次に、資料の4の1をごらんいただけますでしょうか。

こちらは議員報酬等の減額の規定についてということで、県内の規定のある3市、鳥羽市、尾鷲市、桑名市、それと、以前にお配りさせていただいたぎょうせいからの資料の中で県外の3市、2枚目になりますが、北海道の札幌市、宮城県の岩沼市、兵庫県の西脇市について調査をいたしました。この資料のほうに条例名と、あと報酬月額、あと減額規定とその割合、あと期末手当について、あと減額割合のその根拠と考え方、議論の過程についてを簡単にまとめてございます。

まず、鳥羽市のほうをごらんください。こちらにつきましては、議員が疾病その他の事由により欠席した場合は、この欠席した日から出席した日の前日までの期間に応じて減額の割合が決められております。欠席期間が90日を超え180日以下であるときは2割減額、180日を超え365日以下であるときは5割減額、365日を超えますと、もう10割減額ということになっております。

期末手当につきましては、支給されるべき期末手当から当該の期末手当に減額割合を乗じて得た額を減じた額とするということで、こちらにも減額をされます。あと、減額割合等の根拠につきましては、他市の事例をまず研究し、参考とされたということです。あと、鳥羽市の職員給与条例を参考としたそうなんですけれども、議員は特別職であるということから、職員のその規定よりももっと厳しくすべきであるとの意見があり、そこのところは考慮しているということでした。あと、長期欠席の議員に対する市民からの批判が議会のほうにあったということでございます。

議論の過程についてですが、2名の議員が長期の病気療養に入っておりまして、それでも満額報酬をもらっていたことにつきまして、一部の議員から、市民感情としてどうなのかとの意見が出てまいりました。条例案については議員3名により精査をされ、全員協議会において説明を、その議員3名によってされたということです。そこで協議され、今回は懲罰規定までは含めないことを決定し、まずは病気欠席のみの対応をしようということで、今回、条例を議員提出議案として提案をされまして、賛成多数で可決をされたということです。

次に、尾鷲市ですけれども、尾鷲市は議員の都合、疾病等により欠席をした日から議会の会議に出席した日の前日までの期間に応じて減額の割合が定められております。こちらにつきましては、欠席の期間が90日を超え180日以下であるときは2割減額、180日を超え365日以下であるときは3割減額、365日を超えた場合は10割の減額となっております。尾鷲につきましては、刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留、身分の拘束等の処分を受けた場合の議員報酬の停止の規定がございます。ちょっと済みません、事前に申し忘れましたが、資料の4の2のほうに、こちら今回調べた他市の関係する条例のほうを全文載せておまして、こちらも参考に見ていただければと思います。

次に、期末手当につきましては、尾鷲につきましては欠席期間と減額割合が定められておまして、90日を超え180日以下であるときは3割が減額をされます。180日を超えるときには、もう10割の減額と。こちらにつきましても、刑事事件等のこういった処分を受けた場合の期末手当の停止の規定がございます。

減額割合等の根拠については、こちら他市事例を研究し、参考とされました。議員と職員では報酬と給与ということで、参考とはならないと判断をされたことから、職員の給与条例については参考とされていないということです。こちらにつきましても、長期欠席の議員さんに対する市民からの批判が出ていたということでした。

議論の過程については、1名の議員が病気療養に入り、長期になってきたため、病気欠席による報酬の減額規定について議会運営委員会のほうで協議をされたということです。条例は、議員提出議案とし、全会一致でこちらは可決をされております。

次に、桑名市ですが、こちら自己都合、疾病、その他の事由により欠席をされた場合は、欠席した日から会議に出席した日の前日までの期間ということで減額規定がございます。90日を超え180日以下であるときは2割減額、180を超え365日以下であるときは3割減額、365日を超えたときは5割減額となっております。期末手当につきましても、期末手当の額は、欠席期間に応じて定める支給割合を乗じて得た額とするとなっておりますので、左記同様なんですけれども、報酬と同じ減額割合となっております。

減額割合等の根拠につきましては、こちら他市事例を研究されております。あと、桑名市の職員の給与条例を参考とされました。

議論の過程としましては、他市議会において長期欠席者への報酬の支払いに関するニュースなどが取り上げられており、事務局のほうでそちらを議論するべきだということで提案をされ、今後のために備えておくという意味で協議が始まったということです。まず、各派代表者会議で条例案を提案し、その後、議会運営委員会で協議をされました。条例は委員会提出議案として提案され、賛成者多数で可決されたということです。

続きまして、次のページをごらんください。

北海道札幌市、こちらにつきましては、ちょっとほかの市と条文が違うんですが、一つの定例会の開会日から、その同日から起算して1年間たった日の会議までの間の定例会の会議全てを、下に書いてある1番と2番の理由以外により欠席した場合、通常の病気とかで欠席した場合につきましては3割を減額するという規定になってございます。

そして、期末手当につきましては、その減額された報酬月額に基づいて支給をされるということで

す。あと、こちらも他市事例を研究されております。ただ、職員の給与条例は参考とはしていないということでした。

あと、議論の過程については、以前に長期欠席者の議員がいたが、その議員さんは辞職をされました。その後、報酬の減額規定が必要ではないかという意見が出てまいりまして、議会改革を検討する会議というのが、非公式なんですけれども、各会派から1名ずつ出させていただいて会議を持っておりまして、そこで条例案について5回程度議論をされたということです。条例は議員提出議案として提案され、賛成者多数で可決したということです。

次に、宮城県の岩沼市、こちらは会議規則に定められておるんですけれども、長期欠席の届け出が30日以上継続して議会活動ができないときは議長に届けるとなっておりまして、この届け出があった場合は報酬額を減額するものとする規定されております。そちらの期間については、180日以上270日未満であれば3割減額、270日以上365日未満であれば5割減額、365日以上であれば、10割が減額されます。また、ここでは懲罰規定についても規定されております。

次に、期末手当につきましては、減額後の議員報酬の月額によって計算がされます。

次に、減額割合等の根拠については、こちらも他市事例を参考とされております。こちらも職員の給与条例については、職員と議員ということで違くと判断され、参考とされておられません。こちらも長期欠席の議員に対する市民からの批判があったということでした。

議論の過程については、長期欠席の議員が出て、復帰のめども立たない状態であった中、市民からの批判を聞いてきた議員が、全員協議会の中で改善するべきだと投げかけられたそうです。その後、議会運営委員会において他市事例の研究・協議を数回行われました。他市事例では90日以上で設定している市がその当時は多かったということで、欠席期間をちょっと長目に設定をしたいという思いがあったということです。その分、減額率を厳しくするという調整をされました。あと、懲罰について記載が必要という意見がそこで出たため、法的解釈などを事務局で確認して懲罰規定は設けたということです。条例は、執行部より提案がされておりまして、全会一致で可決されました。これまでにちょっとその事例があったということで、減額の事例は、今まで品位ですとかそういったことでの減額の事例が3件あるということです。

次に、兵庫県の西脇市、こちらも自己都合、疾病等により欠席をされると減額をされます。期間につきましては、90日を超え180日以下であるときは2割減額、180日を超えて365日以下であるときは3割減額、365日を超えると5割減額となっております。西脇市のほうも刑事事件の被疑者等、そういった処分を受けたときの議員報酬の停止の規定がございます。

期末手当につきましては、議員報酬の減額率と同様の額となっております。こちらも先ほど申しました、議員報酬が停止されまして基準日においてまだ継続している、または保釈によって一時解除で判決が確定していない場合は期末手当の停止の規定というのがございます。

次に、減額割合等の根拠につきましては、こちらも他市事例を研究されております。それで、あと欠席期間については、西脇市一般職員の給与の条例、そちらを参考とされております。こちらも長期欠席者に対する市民からの批判があったということでした。

議論の過程については、以前から何度も長期欠席者になる議員が見えたということで、議論はあったんですけども、なかなか結論に至らず、平成20年に議員定数の削減の陳情書が提出されたことをきっかけに、他市において議員報酬の減額規定が制定されてきたということもあり、議員から条例

の制定が必要であると提案がありました。まず、議会運営委員会で議論をされ、次回改選までに内容等をまとめ、その改選後に申し送りをするということを決定されたそうです。その後、内容については新たな体制で議会改革特別委員会及び小委員会において何度も議論を繰り返され、そして平成22年3月定例会において議員提出議案として提案され、全会一致で可決をしたということでした。ただ、ここで議論も何度も繰り返されておるんですけど、その365日を超える場合が5割支給になっていますので、それについてちょっと疑問が残るという意見がたくさんあり、今後見直しを行うということを含めた上での全会一致であったということでした。

資料4-1については以上でございます。

続きまして、資料4の3のほう、こちらは以前にちょっと前回の部会のほうでも、じゃあ亀山市の職員の給与の規定はどうなっているのかということでしたので、ちょっとその部分だけ抜粋してございます。

休職者の給与ということで、条例の第12条第3項で、職員が病気等で心身の故障により休職期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当につきましては8割が支給をされるということになっております。ちょっと線を引いてございませぬが、その下の第4項ですが、こちらにつきましては地方自治法第28条第2項第2号に掲げる事由ということで、刑事事件に関し起訴された場合ですが、そういった場合、事由に該当して休職されたときにつきましては6割以内の支給をすることができるということで規定がされておりますので、参考にござんいただきたいと思っております。

2ページ目には地方公務員法のほうの、こちらも参考でつけさせていただきましたのでござんください。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

前回、どういうふうに議論していくかということで、いろいろ意見を出していただいたんですけど、この他市の事例を研究し、参考としたというのが今回も多い。やっぱりなかなか難しいんやね、これね。だから、独自になかなか決めるというのは大変なんで、我々もその線でいこうということで、きょう、こういう6つの自治体の内容を報告してもらいました。

それで、この進め方ですけども、大きく分けて、まずどういうときに長期欠席とみなして減額するかという、この辺が、例えば鳥羽は自己都合は入っていないとか、疾病だけという、こういう問題とか、それから欠席期間と減額割合についても、大きくくくると90日から180日と、180日から365日、365日を超えた場合と、こういうのが多いとは思うんやけれども、この期間でいくのかどうか。それから割合も、鳥羽は例えば180から365のときは5割となっているけれども、尾鷲はこれが3割やとか、この辺の割合をどうするかという問題がある。それからもう一つは、刑事事件のこういう被疑者、被告人という、こういう場合を別途書いているところもあるということで、この辺のことをどうするかというのも一つある。それからもう一つは、その隣にある期末手当ですけども、これは報酬を減額されておって期末手当を丸々もらうという話は、これは成り立たない話なんで、報酬を減額するときには、やっぱりおのずと期末手当も減額をしなきゃならんと。そのときの基準をどうするかという、この辺のところを議論して、とりあえず亀山市の案をつくってみようかなと。それをもって、どこの場面で議論するのがええのか、ちょっとその辺はまだあれしていませんけれども、みんなの中に諮って進めていくという、そういうことになるのかなという、方向性として

はなるのかなと思うんですが。これはどこでやるのかなあ、これはもし検討部会でたたき台ができれば。別に議運でもないしな。

私はできたら、もうこの検討部会で各会派から出てきてもらっているんで会派に持ち帰ってもらって、各会派の意見が一応まとまれば、もう推進会議でいいかなと。

何のためにこれは検討部会に会派から出てもらっているかという、会派の意見を吸い上げてもらって反映して、できたらその後の会派の人たちだけはもう全会一致になるような議論を、戻して議論して戻して議論してと、そういうことをやりながらやっていきたいと思うんで、そんな方向で持っていけたらなあと思うんですけれども。

まず、やっぱりたたき台やな、これね。どうしますか。これは例えば誰かが責任を持ってつくるといふうにするのか、これは一つずつやっていくのか、この辺はどうやろうなあ、どういうふうに進めますか。進め方はちょっと意見をいただきたい。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） もう他市事例を参考にするしかないということで、もう僕はこの鳥羽市のやつが一番スリムかなあというふうを感じるんですわ。あくまでもたたき台ですもんで、余り細かに、これはああやこうやとやってしもうてもわかりづらくなると思いますので、このたたき台は今言われたように自己都合が入っていないだけですもんで、これに自己都合、疾病、その他の事由ということで、もうこれをそっくりそのままたたき台として、亀山市案として採用してしまっ、その中で、いや、ここはこうしたほうがいいのか、割合をどうしたらという意見をいただいて、変更を加えた上で最終案をつくっていくというのはどうでしょうか。

○部会長（服部孝規君） なるほど。

今、西川委員が言われたのは、まずとりあえず鳥羽市をたたき台にして、鳥羽市ので、やっぱりこれは足らんやないかというのがほかの自治体のやつ中で出てきている部分、例えば自己都合であるとか、そういうような部分については、それを補っていく形で亀山市のものをつくっていくというふうな。いずれにしても他市の事例を参考にしてつくるといふうやから、たたき台はどこでもいいわやね、要は。それをやっていけばいいわけね。そういう方向でいきますか、議論。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） それで、やっぱりみんなの意見を集めた中で、日数とか割合とかは、また議論の中ですればいいと思います。

僕は一つ思うんですけど、この懲罰規定に関するところら辺が、今回はそれは含めた話にするのか、ちょっとそこだけ部会長はどう考えられているか。

○部会長（服部孝規君） これは、それこそもう亀山市のをつくる時にどうするか、それもはめ込んでいくのか除くのかというのは、亀山市が決めたらええと思うね、それはな。

あと、今、丁寧に新山さんのほうから説明してもらった中で、わかりづらいつか質問とか確認とかあれば聞いておいてもろうたらどうやろうな。しっかり調べてもろうたんやけれども。多くは実際に対象者があって、それで批判が出て、それでつくるといふ流れなんな。それは非常にやりづらいつかう。自分のところの中にそういう人を抱えながら、だったら何割減らすんやという話やで、これは。それは非常にやりづらいつ議論だと思ふ。だから、もうこれをスタートさせたときにお話しさせてもろうたように、やっぱりいいない段階でつくらないとなかなか大変やなと思ふ。

よろしいか。特によろしいか。聞くところはありませんか。

岡本副部長。

○副部長（岡本公秀君） 先ほどの鳥羽市のやつを、まあまあベースというのは別に悪くはないと思うんやけれども、ここは病気欠席だけ書いてあるんで、その刑事事件云々とかさ、そういうことはまるきりやっておらんから、これも刑事事件に関係したということも盛り込む必要はあるんと違うのかなあと。よそは盛り込んであるところもあると思うし、鳥羽市には載っておらんですね。

○部長（服部孝規君） そういう不備を、そうやで補っていくようなことは要るかなと思うね。それこそ、もういいところどりをしたら。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） そこは厳しくていいと思いますよ、僕は。

○部長（服部孝規君） 僕もそう思う、基本な。

それじゃあ、少なくとも今聞いておきたいのは、鳥羽市をたたき台にするということにして、今、岡本副部長が言われたように、自己都合が入っていない、いわゆる疾病以外のことは入っていないという問題やね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） その他の事由と書かれていますで、全て含んでいますけどな。

○部長（服部孝規君） だけど、それをその他の事由にするかどうかやわな。

○部会員（西川憲行君） そうそう、議論はそこですわ。

○部長（服部孝規君） この鳥羽のあれを見ると、刑事事件がどうのこうのという規定は出てきやへんでね、どこも。文面としては、条文としては。その次の尾鷲は、議員報酬の支給停止というところで、これを6条で3項をつくっていろいろ書いてあるね。こういう規定は鳥羽にはないということやな。だから、こういう部分をはめ込む必要があるというのは、岡本副部長の意見やな。

岡本副部長。

○副部長（岡本公秀君） 長期欠席もいろんな理由があるのやけど、やっぱり一番、国会議員であろうが批判を受けるのは、刑事事件でやられたというのが一番批判がある。例えば病気というのは、これは、もう本人も病気になりたくてなるわけやないし、仕方がないという許容度があるけれども、刑事事件が一番批判を受けるのと違いますかね。もしも刑事事件で捕まってしもうて、全然出てこんのに金だけもろうておると。病院で寝ておるとはまたニュアンスが大分違うで、それは思うんですよ。

○部長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 確かに岡本さんの言われるのもわかるんで、議員としての立場はわかるんですけど、これを刑事事件を当てはめるのならば、一旦弁護士に相談してやったほうがいいと思う。ある会社が、警察に捕まった従業員を首切ったら訴えられたことがあるもんで、容疑者時点では違うのって。刑が確定してから処分対象になるのであって、逮捕だって誤認逮捕があるかわからへんし、無罪かわからへんしというて、首切ったところの会社がやられたことがあるの、これは。だから、そういう規定を削除したもん。何かそれはやっぱり聞いたほうが、その刑が確定してやるのやったらええの。その身柄を勾留されておるのは、ただ検察庁が認めやんだけの話であって、それは処罰対象には無断欠席にもならへんらしいの。それを処罰してやられた会社があるの。

○部会長（服部孝規君） 大事なことやな。日本は、とにかく起訴されたら99.9%有罪というさ、そういう前提のもとにいろんなことを皆さん考えるもんで、もう起訴された時点でこれは黒やろうというような、そういうようなものが物すごく強いやね、日本の場合。だからそういうふうなことがあるけど、実際、法律上いえば、そりゃあ刑が確定して初めてその人が罪を犯したということがはっきりするわけで、逮捕された被疑者やって、取り調べを受けておる段階で、もう黒というふうに決められやんところはああるわな。

高島委員。

○部会員（高島 真君） そうそう、それで刑が確定して執行猶予やったら、会社は相手が言わん限り雇用するべきことなの。会社と議会とは違うのやと言われたらそうなんやけど、だけど、そうなって議会在がやめなさいよと言うて、訴えられたら負けますよという話。どんだけええことを書いてあつて、議員やでと書いてあつても、訴えられたら負けますよということ。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 高島委員の言われるのもようわかるんで、逆に、理由云々ではなくて、議会に来て活動するかせんかという規定なら問題ないかなと思うんですけど。要は、議員としての報酬は生活給ではないので、今の会社員とは違って。だから、議会に来て活動していない議員に対しての90日來ないという減額規定であれば、その理由がどうこうではなくて、議員活動することによって報酬をもらっている、その報酬をもらえるのは議員活動をしているからですから、だから、できない人には出さないという。

○部会長（服部孝規君） そこがさな、結局、最初に議論をせなあかんと言うておった、その議員報酬とは何ぞやという話なの。だから、議員報酬を議員活動の対価というだけのことで考えたら、どんな理由があつても、議員活動していない、自分の意思にかかわらずな。例えば自分は議員活動をしたいけれども、拘束されてできないという、こういう場合であっても、事実上、議員活動をしていないんやから、それはもうもらえなくて当たり前やないという考え方が一つあるのやな。

もう一つは、議員報酬は議員活動の対価といえども、じゃあ議員は何で食べておるのやと言われたら、結局、それ一本でやっておる人なんかは、それを生活費に充てざるを得んわけやね。そうすると、生活費という面を考えたら、やっぱり自分の意思に反して拘束されておる人のものまで支給しないというということになると、そうすると、もう家族を支えるとかいうことができなくなるという問題も出てくるんで、そこをどう考えるかやね。報酬を、もう割り切って、例えば議員活動の対価であつて、生活の糧はもう関係ないと思えるのやったらあれやし、それを生活も見ていかなあかんと思えるんだつたらまた違ってくるし、そこも変わってくるのかなと僕は思うんやけどな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） そうやで、逆に考えれば、逮捕された時点で議員報酬をカットする。出てこれないから、もう90日出てこなかったからカットするのは僕はありやと思うんです。ただ、その後、それが無罪、誤認逮捕、不当な拘束やっとなれば、その間をさかのぼるというやり方もあるのかなあと。有罪やったらそのままもらえないですけど、それがあくまでも本当に本人は何も悪いことをしていないというのであれば、さかのぼるというやり方もあるのかなとは思いますが。

○部会長（服部孝規君） そこらはちょっと僕も法律的にわからんで、研究する必要はないのか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） これは本当に会社であった話なの。ちゃんと弁護士に話しておかんとえらいことになるの。訴えられて、本当に。

それで議員として、僕は、先ほど西川委員の言われた、活動してないから金はやらないよと。正直それで大根やニンジンを買うわけなんやで、そんなきれいごとを言うておっても、もうしゃあないと思うの。みんな、それならそのお金はどこへ行っておるのやという話になっていくもんで、何かすごい刑事事件の確定した時点でできやん。懲役になってしもうたらできやんわけやで、そこでカットはできるとなるの。だけど、執行猶予で、相手がこういう議員活動をしたんやとか、会社で働きたいんやと言うたら、それを、捕まって執行猶予中やであなたは働けませんということは言えやんわけよ。おったところが雇わなあかんわけ。そりゃあ、執行猶予中でできやん職種というのがあるんですわ。行政書士とか役所とか、そういうのに当てはまってくると雇えへんけれども、だけど、役所というのは首にできやんわけよ、それは懲戒処分の対象にならん。

○部会長（服部孝規君） 一番わかりやすいのは美濃加茂の市長さん、ああいう状況でも市長を続けておるのやもんな。だけど、それ自体は別に違反ではないわけやな、あれもな。だから結局、刑が確定していないということについてそういうことになるんやと思うけどな。

森副会長。

○副会長（森 美和子君） ちょっと尾鷲市のこの条例を見ていると、第6条で支給停止がうたわれているんですけど、その後に第8条で、停止されていた議員報酬及び期末手当の支給というのが。そうやから、これは無罪が確定した場合には支給をするというのも規定として載ってあるんですわ。

市民に対するやっぱり対応としては、とめざるを得ないけど、でも無罪であれば支給をするという形でね。

○部会長（服部孝規君） なるほどな。

これは遡及するのやろうか、8条。

無罪判決が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給すると書いてあるだけで、遡及は書いていないわな、これは。要するに、停止を受けたときからさかのぼっての分も払いますとは書いてあらへんね、これは。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 例えば、その方が家のローンとか払っておったと。それでとめられたと。じゃあ家をあげ渡して出ていかないかん。でも、それははめられたか何かで全然無罪であったと。もう家が人の手に渡っておる。こういうのは逆に、私は無罪と言うておったのに、こんな仕打ちをされたもんで家もなくなった、家族もばらばらになった、どう補償してくれるのやとなったとき、もうちょっと難しいです。

○部会長（服部孝規君） 起こり得るわな。そうやな。

聞き取りをしてもらったとき、その辺はどうでしたか。何か参考になることがあったら。

新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） 済みません、正直そこまで詳しく懲罰規定については、中身まで踏み込んでちょっとお伺いは今回はしていないんですけれども、鳥羽市さんとお話をしておる中で、やはりまずは早くに病欠欠席に対する対応をしたいということもありましたので、そこについては議論がどうしても深まるということで、懲罰のことについては外したというお話は伺いました。

○部会長（服部孝規君） 後からつけ加えてもいいでな、改正してな。

確かにこれはいろんな議論があると思う、多分な。

そうしたら、どう進めますか、これは。鳥羽をたたき台にするのはいいんやけれども、議論は。例えば、やり方としては1条ずつやっていくのかさ、議論すべき課題を抽出して、それについて議論して行って、別に条例をつくるの自体はそんなに、一つのモデルはあるんやでさ。要は、それに盛り込む中身のところで何が検討せな、議論せなあかんかというやつをちょっと抽出しようか。それを議論した上で条例という形にしたほうが。この条例をそのままさ、例えばこれをたたき台にするので一遍各会派で議論してと行って、こうやって渡してもな、これはちょっと条例というのは読み込みが難しいところがあるでな。

そうやで、結局、例えばどういう場合に長期欠席とみなすのかということとか、それから欠席の期間をどういうふうにするのか。その期間に応じた割合をどうするのか。それから、その刑事事件等の懲罰的な、こういう部分をどう扱うのかということ。それから次に期末手当について、その報酬の減額に見合うような規定をつくる、それについてはどういうふうな内容にするのかというようなことやと思うのさな。その辺をちょっと一遍、洗うかな。そうしたら、4月以降になるけどさな、事務局と私とで一遍、ちょっとそういうものをつくって、それで4月以降、3月中にちょっと皆さん忙しいでさ、会派で相談してくれというのもえらいでな、4月以降にちょっとゆっくりと。

たたき台をもって、それで相談してもらうのが一番やでな。

そういう方向でいきますか、じゃあとりあえず。

よろしい、それで。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 4月以降に、一応、事務局と私とで、検討すべきテーマを拾い出して、それを皆さんに一遍示して、それでよければ、今度はこれを会派へ持って行って意見を聞いてきてもらう。1回でそれが全会一致にならんなら、もう一遍戻してという、修正もあるしということ、それをやりながらやっていきたいなというふうに思います。

ただ、3月中に顔を会わす機会が多いもんで、さっき議論した正副の任期2年、これについては、ちゃんと会派の議論だけはしておいてください。お願いします。基本的に2年でどうかということ、投げかけてほしい。例えば、2年はちょっとえらいなというんやったら、そうだったら1年にするのか、辞職ありでさな、1年で辞職ということもオーケーなんやでということであるのかさ、そこらは選択肢があると思うけれども、一応基本としては2年でどうですかということ、投げかけをしてほしい。

副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） そうすると、さっきの議長、副議長の話は、最初の議論では1年をベースにして再任という手を使うのと、2年をベースにして早く辞表を出すのと2つあり得るんやけど、結局、ここの意見としては、まず2年をベースで前提をして、そして、ちょっともたんなあと思うたら辞表を出していただく。

だけど、それに関して、途中で棒を折ってしもうたとかさ、そんなことを言われることのないようにしてもらわなあかんですね。

○部会長（服部孝規君） もしそういう可能性があんのやったら、もうそれは2年はあかん、やっぱ

り1年でいくべきやというふうにしたらいいと思うんやな。

副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） あいつが途中で棒を折ったんやとかな、そういうことを言われるとやっぱりさ、嫌でしょう。

○部会長（服部孝規君） かなわんな。

だから、別にどちらを投げかけるんでもいいんやけど、とりあえず私としては2年の一応投げかけをしてほしいと。それでもし、まとまればそれでよしやし、それでいやいやと異論が多ければ、それはもう1年でいくということになると思うんで、とりあえず投げかけるのはどっちかにせざるを得んもんで、とりあえず2年を一遍投げかけて、もう一遍議論していただけませんか。

（「了解」の声あり）

○副部会長（岡本公秀君） まあ2年が基準値ということや。

○部会長（服部孝規君） そうやね。

それで、あと、その他はもう次回だけ。4月入ってからやね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 済みません、その他の項なんですけど、ちょっと提案なんですけれども、前にしゃべっておった予算決算委員会の時間が1人何分というのでは、これだけ膨大な議論をするのにちょっと短いのではないかというのが一つうちの会派の中で話が出まして、この3月の予算決算等も分科会方式のやり方を補正予算でやっていますよね。ああいう形でもうちょっと議論をする時間をとれやんかというのをちょっと、こういう場で議論してくれやんかというふうに言われて、提案してくれと言われたので、きょうは提案なんですけど。

○部会長（服部孝規君） いかがですか。検討課題として取り上げるかどうかということやと思うんですよ。要するに、予算決算委員会の今の1人何分で再質問なしという、そういうスタイルで来ておるのやけれども、それをもう少し変えて、いわば、もっと時間がとれるような形にしたいという趣旨やと思うんやけれども、そういうことを検討課題にのせるかどうかという、別にそれを採用するかどうかやないの、検討課題として議論するかどうかということについて、皆さん方から意見を聞きたい。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 最終決定は議運なんやけれども、そうやけれども、ここでそういう検討だけはしてもいいと思う。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 例えば、それじゃあ何分ぐらいが妥当だとお考えがあるんやろうか。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） うちとしては3委員会の分科会方式にして、補正予算のように、ある程度の時間制限をなしでしっかりと議論をしたいというのが一つの意見です。

○部会長（服部孝規君） 岡本副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） だけど、予算を分科会方式に持っていくと、自分の所属しておる委員会の話はそれなりにできるけど、よその委員会のことは余り言えやんわな。そうなってくると、本会議場で細々したことまで言わなあかん羽目になってしまうし、とって青天井に、時間をやっておたら切りがないで、今の状況では、ちょっとそれは不服かわからんけど、今の状況が一番ましなんじゃ

ないかなと思うんやけどね。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） それは、あくまでうちの勝手な意見やで、別にそうしてくれとは言うてないですよ。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） たたき台にのせるかどうか自体も俺はおかしいと思う。議運ですべきだと思う、これは。

○部会長（服部孝規君） それも確かにそうやな。それも一つの意見やな。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この予算決算委員会の補正と当初予算、これは各市、常任委員会化しておるところは、両方とも分科会方式をとっておるところもあるし、両方とも全体方式でやっておるところもあるし、うちみたいに、補正は分科会、当初予算・決算は全体、3通りのパターンが、確かにやり方は三者三様です。今までもその質問の時間とか、そういうのは全て委員会の中の審査の方法ですので、委員会の中で決めてもらうておったと思うんです。ですので、何でしたら一度、その予算決算委員会には理事会がありますので、そこで議題として出してもらうて、そして議論して、変えていくなら全体の委員会で諮っていただくとか、あくまで委員会の審査の方法ですので、もうその委員会にお任せするという方法のほうがええと思います。

○部会長（服部孝規君） じゃあ、これもう3月はもう決定済みなんで、4月以降にさ、9月決算に向けてかな、今度はそういう議論が必要なのは。だから、4月以降の予算決算委員会の理事会で提案をしてもらって、それが理事会として議論しようということになれば、そこで取り上げるという形にしましょうか。

○部会員（西川憲行君） わかりました。

○部会長（服部孝規君） じゃあそんなことで。

では、4月の日程はまだ決めてへんな。それじゃあ、またそれは皆さん方に後日諮らせていただいで。

以上で検討部会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

午前11時44分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 29 年 2 月 21 日

議会改革推進会議部会長 服 部 孝 規